

公正取引委員会の取組

令和6年3月21日(木)
トラック輸送における取引環境・労働時間改善
京都府地方協議会

最近の取組 令和5年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

概要

- 公正取引委員会は、令和4年の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査等を踏まえ、**令和5年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施。**
- **次ページ記載の39業種を中心に**、事業者間取引における価格転嫁の状況、独占禁止法Q&Aに該当する行為の有無等を調査。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

特別調査の概要

【第1回書面調査】（対象事業者数 11万名）

受注者・発注者の双方での立場での回答を求める調査

【第2回書面調査】（対象事業者数 3,064名）

第1回書面調査で受注者から名前が挙がった発注者等に対する調査

【令和4年緊急調査における注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査】

対象4,030名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

【令和4年緊急調査における事業者名公表13名に対するフォローアップ調査】

対象13名について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（4ページ参照）

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(349件)

独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者8,175名**
に対し**注意喚起文書を送付**
(次ページ参照)

注意喚起文書の送付

- 発注者8,175名に対し、注意喚起文書を送付
- 回答者数に占める送付対象者数の割合は、令和4年緊急調査と比較して4.1ポイント減少（21.2%→17.1%）
- 調査対象39業種の各送付件数は下表のとおり。

業種	件数 (注1)	業種	件数 (注1)	業種	件数 (注1)
情報サービス業	755	機械器具小売業	214	非鉄金属製造業	89
協同組合	559	映像・音声・文字情報制作業	194	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注2）	88
道路貨物運送業	460	電気機械器具製造業	183	鉄鋼業	86
機械器具卸売業	391	技術サービス業	171	不動産取引業（注2）	76
総合工事業	325	飲食料品小売業	167	情報通信機械器具製造業	52
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	309	広告業	161	石油製品・石炭製品製造業	47
金属製品製造業	286	窯業・土石製品製造業	160	ドラッグストア・ホームセンター（その他の小売業）（注2）	47
化学工業	275	はん用機械器具製造業	158	自動車整備業	41
生産用機械器具製造業	266	放送業	148	酪農業・養鶏業（農業）（注2）	36
不動産賃貸業・管理業（注2）	263	印刷・同関連業	137	各種商品卸売業	36
食料品製造業	249	パルプ・紙・紙加工品製造業	127	家具・装備品製造業	29
輸送用機械器具製造業	233	電子部品・デバイス・電子回路製造業	124	その他の業種	593
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注2）	224	業務用機械器具製造業	103	合計	8,175
飲食料品卸売業	223	各種商品小売業	90		

注1 「件数」欄の数値は、第1回書面調査、第2回書面調査及び注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査に基づく注意喚起文書送付の合計の件数。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の小売業」については細分類の「ドラッグストア」及び「ホームセンター」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

事業者名公表13名に対するフォローアップ調査の結果

- 13名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていた。
- ✓ 13名は、いずれも、公表等を契機として、令和5年1月頃以降、順次、受注者に対し、文書、メール、面談等の方法により、「コスト上昇による価格転嫁の要望があれば価格交渉に応じるので申し出るように」などといった呼び掛けを行っていた。
 - ✓ 13名は、受注者と価格交渉を行った場合は交渉の内容を記録して保管することとし、受注者から価格転嫁の要請があったものの取引価格を据え置く場合は、その理由を記録の残る方法で回答することをルール化していた。
 - ✓ 令和5年1月頃以降速やかに社内体制を整備するなど価格転嫁円滑化の取組を実行した事業者も複数みられた。
- 13名の受注者からは
- ◎ 令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を要請し、満額認められた
 - ◎ 令和4年までは、困ったことがあれば何でも言ってくださいと言いつつ、実際に価格転嫁を申し出てもきちんと交渉に応じてもらえなかったが、令和5年に入ってから発注者から具体的な価格転嫁に係る呼び掛けが来るようになり、価格転嫁することができた
- などの声が寄せられた。その一方で
- × 令和4年も令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けはなく、当社から価格転嫁を申し出てもいないので、取引価格は据え置かれたままである
 - × 価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を申し出たものの、具体的な交渉をせず取引価格の据置きを一方的に告げられたり、次の交渉を数か月先に先延ばしにされたりした
- などといった声も寄せられた。



これらを踏まえると、13名は、全体としては、価格転嫁円滑化の取組を相当程度進めていると認められる。
一方で、その取組の現場への浸透が不十分な事業者も認められる。



価格転嫁円滑化の取組の現場への浸透が不十分な一部の事業者にあっては、経営トップから価格協議を担当する各部門の担当者までの事業者全体としての価格転嫁円滑化に関する方針の徹底（ガバナンスの改善）が求められる。

特別調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 独占禁止法Q&Aに関し、受注者からの価格転嫁の要請の有無にかかわらず、価格転嫁の必要性について価格交渉の場において明示的に協議を行う必要があることが、発注者に十分に認識されていない。
- 原材料価格やエネルギーコストと比べ、労務費の転嫁が進んでいない。
- サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁が滞っており、また、特にサービス業において価格転嫁が円滑に進んでいない。
- 多重下請構造が存在する特定のサプライチェーンにおいて、価格転嫁が円滑に進んでいない。

今後の取組

【独占禁止法Q&A及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の普及・啓発】

- 今般の特別調査の結果等を踏まえ、独占禁止法Q&Aの考え方について更なる周知。また、労務費の転嫁が進んでいないという結果を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）（労務費転嫁交渉指針（次ページ））について重点的に周知。

【注意喚起文書の送付を受けた発注者及び事業者名公表13名への対応】

- 注意喚起対象4,030名のうち再度注意喚起文書の送付を受けた発注者1,255名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aの考え方や労務費転嫁交渉指針の内容等を説明し、改めて注意を喚起。また、この1,255名を含め、今般の特別調査で注意喚起文書の送付を受けた合計8,175名に対し、令和6年に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表13名について、価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果、労務費転嫁交渉指針の内容等を個別に説明。

【事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施】

- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。

【労務費転嫁交渉指針の公表を踏まえた価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 今般の特別調査において、他のコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない、コストに占める労務費の割合が高いサービス業の転嫁割合が低いなどの結果がみられたことから、労務費転嫁交渉指針も踏まえ、労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について重点的に調査を実施するなど、事業者間における価格転嫁円滑化に関する調査を継続して実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な執行】

- 多重下請構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に行われていないことがわかれる業種を含め、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等、これまで以上に厳正な法執行を行う。

【優越的地位の濫用の未然防止のための体制強化】

- 令和6年度予算案に盛り込まれている官房審議官（取引適正化担当）の創設及び優越Gメンの増員により体制の充実を図り、上記の取組等を強力に推進。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。